

SAGA2024開・閉会式関連会場管理運営要綱（抜粋）

<ウェルスポエリア売店等設置運営要項「16 禁止事項」（3）関係>

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開・閉会式関連会場

「SAGAサンライズパーク」及び周辺地域において、SAGA2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開・閉会式の運営のために使用する区域をいう。

(2) ID管理エリア

開・閉会式関連会場のうち、IDカード又は入場券（以下「IDカード等」という。）により入場管理を行う区域をいう。

(3) セキュリティエリア

ID管理エリアのうち、金属探知検査を実施して管理する区域をいう。

（持込禁止物）

第4条 開・閉会式関連会場に、次の各号に掲げる物（模造品、類似品を含む。）を持ち込んではいない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(1) 銃砲類、エアソフトガン、モデルガン、その他銃器及び銃器と誤認させる物（銃砲の威力のない銃器を含む）

(2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他の鋭利な物

(3) 毒物、劇物その他の有害物質

(4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類その他の可燃性の危険物

(5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、その他凶器として使用されるおそれのある物

(6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード、文書、図書、図画、印刷物、レーザーポインター、サーチライト、その他開・閉会式の運営に支障を及ぼすおそれのある物

(7) 塗料類（ペンキ類）

(8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ローラー付きシューズ、ラジコン、その他通行に危険を及ぼすおそれのある物

(9) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。）

(10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機（以下「ドローン等」という。）

(11) 動物類（盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障がい者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。）

(12) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物

2 セキュリティエリアに、前項各号に掲げる物のほか、次の各号に掲げる物を持ち込んではいない。

該当物については持込み禁止物預かり所にて一時預かることとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 酒類
- (2) ペットボトル
- (3) ドライアイス
- (4) ボール類、ブーメランなどの投てき用遊具のほか、ビン類、缶類（スプレー缶を含む。）、凍結物その他の投てき、破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物
- (5) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット及びスピーカーその他の大きな音が出る物
- (6) クーラーボックス、旅行用カバンその他のスタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (7) その他開・閉会式の式典の運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある物

（禁止行為）

第5条 開・閉会式関連会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) フィールド、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 機器を使用し、むやみに大音量を発すること。
- (4) 施設、器物、装置を汚損若しくは破壊し、又はみだりに操作を行うこと。
- (5) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者等に面会を強要し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) ごみその他の汚物を廃棄し、又は喫煙すること。
- (8) アルコール、薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする事。
- (9) 実行委員会が発行する駐車許可証等を掲示することなく、開・閉会式関連会場に自動車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐車すること。
- (10) 所定の場所以外の場所へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐輪すること。
- (11) たき火、電熱器、ガス、その他これに類する火気を使用すること。
- (12) テント、小屋掛け、その他工作物を設けること。
- (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (14) 文書、図書、図面、印刷物、その他の物を配布し、又は掲出すること。
- (15) ヘイトスピーチ、宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧噪にわたる行為をすること。
- (16) 本人名義以外のIDカード等を使用してID管理エリアに入る目的でIDカード等を所持し、又は入場しようとする事。
- (17) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封又は改変すること。
- (18) 開・閉会式関連会場の上空において、ドローン等を飛行させること。
- (19) その他会場における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、

又はそのおそれのある行為をすること。

2 セキュリティエリアにおいて、前項各号に掲げる行為のほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) セキュリティエリア内で傘を使用すること。
- (2) 他の入場者の迷惑になる、又はそのおそれのある撮影を行うこと。
- (3) 退場が規制されている時間に許可なく退場すること。